

埼玉県森林管理道管理基準

（目的）

第 1 条 この基準は、県が管理している森林管理道（以下「森林管理道」という。）の管理について必要な事項を定め、森林管理道の保全及び車両等の通行の安全の確保、利用の円滑化を図ることを目的とする。

（名称及び区間）

第 2 条 森林管理道の名称及び区間は民有林森林管理道（林道）台帳に登載されたものとする。

（森林管理道の管理）

第 3 条 埼玉県知事（以下「管理者」という。）は、森林管理道を適切に管理するものとする。

2 管理者は、通行事故に備えて道路賠償責任保険に加入するものとする。

（標識等の設置）

第 4 条 管理者は、その管理すべき森林管理道の起点及び終点に標識をたててその区間を示すものとする。

また、交通の安全と円滑な通行を図るため必要に応じ、警戒、規制又は指示標識を設けるものとする。

ただし、規制又は指示標識のうち、公安委員会の権限に属する標識については、所轄の警察署長及び公安委員会と協議の上、設けるものとする。

（森林管理道における禁止行為）

第 5 条 管理者は、次の各号に掲げる行為を禁止し、又は制限するものとする。

（１）森林管理道を損傷し、又は汚損する行為

（２）森林管理道に木竹、土石等をたい積し、通行に支障を及ぼす行為

（３）ごみ等を投棄する行為

（４）通行に支障を及ぼす車両の駐停車等の行為（林業及び森林管理を目的とする行為を除く。）

（５）その他、森林管理道の構造、維持管理及び車両等の通行に支障を及ぼす行為

2 管理者は、前項の各号に掲げる行為を行った者に対して、原状に回復させるなど適切な措置を求めるものとする。

（通行の禁止又は制限）

第 6 条 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、期間及び区間を定めてその通行を禁止し、又は制限する措置をとるものとする。

（１）森林管理道の破損、欠壊その他の事由により車両等の通行が危険であると認められるとき

（２）集中豪雨又は降雪等により車両等の通行が危険であると認められるとき

（３）森林管理道に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき

（４）その他、必要と認められるとき

2 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、車両の通行を禁止し、又は積載重量の軽減などを求めることができる。

（１）車両の通行により森林管理道及び周辺の保全が害されるおそれがあると認められる

とき

(2) 第4条の規定により設置した警戒、規制又は指示標識に従わないおそれがあると認められるとき

(3) 第5条に規定する行為を行うおそれがあると認められるとき

3 管理者は、第1項の各号に掲げる規定により通行の禁止及び制限の措置を講じた場合、速やかに関係機関にその旨を連絡するものとする。

(路面等の整備)

第7条 管理者は、森林管理道の路面等について、当初の築造形態を保持するため次の各号に掲げる方法によりその整備に努めるものとする。

(1) 路面のわだちや陥没は、土砂等をもって埋め、かきならしすること。

(2) 路肩に生じた草木及びたい積した崩落土砂等の障害物は速やかに取り除くこと。

(3) 車両等の通行の安全や利用の円滑化の障害となり、若しくは視距の確保に支障を及ぼす立木の枝条等に対して、枝打ちその他必要な措置を講ずること。

(排水)

第8条 管理者は、森林管理道の路面排水その他の排水について常に留意し、かつ、次の各号に掲げる方法により排水の処理に努めるものとする。

(1) 橋梁、暗渠、開渠、側溝等が障害物のため排水不良となったときは、速やかにこれを取り除くこと。

(2) 森林管理道を巡視し、路面上の水たまりその他排水不良の個所に対して適切な処理を講ずること。

(点検の実施)

第9条 管理者は、森林管理道における通行の安全、事故防止等を図るため、第10条から第12条に掲げる点検を実施するものとする。

(定期点検)

第10条 管理者は、第7条に定める路面等の整備及び前第8条に定める排水の処理並びに橋梁、トンネル、よう壁等の状況を把握するため、すべての路線（通行止めを行っている区間を含む）について、別に定める方法により月に一度点検するものとする。

(橋梁点検)

第11条 管理者は、橋梁の安全性・信頼性を確保するため、定期点検のほかに、次の各号に掲げる方法により橋梁点検を実施するものとする。

(1) 橋長15m以上の橋梁は、道路橋に関する基礎データ収集要領（案）（平成19年5月国土交通省国土技術政策総合研究所）（以下、「基礎データ収集要領（案）」という。）に準じる。

(2) 橋長15m未満の橋梁は、別に定める森林管理道簡易点検マニュアル（平成23年4月1日策定）に準じるが、必要に応じて基礎データ収集要領（案）に準じて実施できる。

(3) 橋梁点検の頻度は5年に1回とする。

(4) 橋梁点検記録の保管期間は10年とする。

(非常災害時点検)

第12条 管理者は、出水その他非常災害時には、次の各号に掲げる方法により点検を実施し、危険防止上必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 森林管理道崩壊のおそれのある場合は、森林管理道を巡視し、災害防止に努める。
- (2) 森林管理道が被災した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係機関に連絡する。

(設計図書の保管)

第13条 管理者は、橋梁及びトンネルの点検時に必要な設計図書を永年保管するものとする。

(森林管理道の占用)

第14条 森林管理道に次の各号に掲げる工作物等を設置し、継続して森林管理道を占用（以下「占用」という。）しようとする者は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、電話線、変圧塔、公衆電話、その他これに類する施設
- (2) 鉄道、軌道、その他これに類する施設
- (3) 水道管、下水道管、ガス管、その他これに類する施設
- (4) 通路、出店、倉庫、材料置き場、その他これに類する施設
- (5) 案内板、防護施設その他これに類する施設
- (6) 前各号のほか、森林管理道の構造または通行に支障を及ぼすおそれのある施設又は物品（林産物及び林業作業用の設備も含む。）

(森林管理道の目的外使用)

第15条 砕石、砂利、鉱物等、継続的に林産物以外のものを運搬しようとする者又は訓練・競技、調査・研究等のため森林管理道を使用（以下「使用」という。）しようとする者は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(占用又は使用の承認申請)

第16条 第14条又は前条により森林管理道の占用又は使用しようとする者は、森林管理道占用（使用）承認申請書（別紙様式第1号）を占用又は使用する日の14日前までに管理者に提出するものとする。

2 前項の申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係書類を添付させるものとする

- (1) 位置図（構造物設置の場合は、付近の平面見取り図。）
- (2) 実測求積図、縦断図、横断図
- (3) 占用構造物の構造図
- (4) 土地所有者の占用承諾書（占用構造物設置の場合に限る。）
- (5) 法令手続を必要とする場合は、関係法令に定められた許認可証の写し

(占用又は使用基準)

第17条 管理者は、森林管理道の占用又は使用が立地条件等によりやむを得ないと認められるもので、かつ、次に定める基準に適合する場合は占用又は使用を承認するものとする。

(1) 占用の場所

- ア 占用の施設を地上に設ける場合は、森林管理道の側溝又は路肩より外側とする。
- イ 森林管理道の屈曲箇所及び待避所には、占用施設を設けてはならない。ただし、架線についてはこの限りではない。
- ウ 上下水道管等を橋梁に取り付ける場合には、橋桁の両側又は橋床の下部とする。

(2) 占用又は使用の期間

占用又は使用の承認期間は3年以内とする。ただし、更新することができる。

(3) 占用施設の構造

ア 占用施設の構造は、森林管理道の構造及び車両等の通行に支障のないような措置が講じられていなければならない。

イ 森林管理道上の建築限界は、次のとおりとする。

（ア）有効幅員は、森林管理道の規定幅員とする。

（イ）森林管理道上の有効高は、4.5メートルとする。

（４）工事の実施方法

ア 森林管理道の構造及び車両等の通行に支障のないよう必要な措置が講じられていなければならない。

イ 工事現場には、柵又は覆いを設けるなど車両等の通行の危険防止のための必要な措置が講じられていなければならない。

（５）工事の実施時期

工事は、車両等の通行に著しく支障を及ぼさない時期に行わなければならない。

（６）復旧方法

ア 森林管理道を掘削した場合に掘削した土砂をそのまま埋め戻すときは十分締め固めること。

イ 掘削した土砂をそのまま埋め戻すことが不適当な場合は、土砂の入れ替えを行った後埋め戻すこと。

ウ 舗装の修復は、簡易舗装要綱によること。

（条件）

第18条 管理者は、第14条又は第15条に基づき、占用又は使用を承認しようとする場合は、森林管理道の管理上、支障を及ぼさないよう必要な条件を付することができる。

（占用又は使用の禁止又は制限）

第19条 管理者は、所轄の警察署長と協議の上、交通量が著しく多い森林管理道において特に必要があると認められるときには、区域を指定して森林管理道の占用又は使用を制限することができる。

（占用料又は使用料）

第20条 森林管理道の占用料又は使用料は、これを徴収しないものとする。

（占用又は使用の変更）

第21条 森林管理道の占用者又は使用者（以下「占用者等」という。）は、占用又は使用の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに森林管理道占用（使用）変更承認申請書（別紙様式第2号）を管理者に提出するものとする。ただし、軽易な変更に係る場合は、変更手続を省略することができる。

（継続占用又は使用）

第22条 占用者等は、現に占用又は使用している森林管理道を継続して占用又は使用しようとするときは、占用又は使用期間の満了する日の10日前までに、森林管理道継続占用（使用）承認申請書（別紙様式第3号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

（占用又は使用の廃止）

第23条 占用者等は、占用又は使用を廃止するときは、遅滞なく森林管理道占用（使用）廃止届（別紙様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（占用又は使用の取消し）

第24条 管理者は、占用者等がこの基準に違反したときは、森林管理道の占用又は使用承認

を取り消すことができる。

(原状回復)

第 25 条 管理者は、占用者等がその占用又は使用を廃止し、又は期間が満了した場合、若しくは占用又は使用の取消しを受けた場合は、占用者等に対し森林管理道を原状に回復させるものとする。

2 管理者は、前項に基づき原状回復の指示を受けた者が工事を完了したときは直ちに森林管理道原状回復届（別紙様式第 5 号）を提出させ、占用者等立会いのもと、その確認を行うものとする。

3 管理者は、前項の規定に基づく原状回復が不適当であると認めるときは、占用者等に対して必要な措置を講じるよう求めることができるものとする。

(事務の委任)

第 26 条 管理者は、森林管理道の管理に関する事務を川越農林振興センター所長、秩父農林振興センター所長又は寄居林業事務所長に委任する。

(その他)

第 27 条 この基準に定めのない事項については、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通達）の定めるところによる。

附 則

この基準は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 12 年 9 月 18 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 15 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 23 年 7 月 13 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 2 年 1 2 月 1 日から適用する。

森林管理道 占用・使用 承認申請書

年 月 日

（あて先）

所長

住所.....

氏名.....

担当者.....

T E L.....

下記のとおり森林管理道を 占用・使用 したいので申請します。

占用の場所 使用	路線名	
	位置	
占用・使用の目的		
占用・使用の期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間
工作物・物件又は施設の 構造及び使用の規模 (長・幅・面積・車両数等)		
工事実施の方法		
工事施行期間		許可の日から 日間
森林管理道の復旧方法		
関係図書		位置図 平面図 横断図 その他

記入要領

- 1 「占用・使用」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 3 「占用・使用の目的」欄には、占用物件を設置する理由又は森林管理道を使用する理由を具体的に記載すること。
- 4 「工事実施の方法」欄には、自己施行・請負施行の別を記載すること。
- 5 「森林管理道の復旧方法」欄には、森林管理道の復旧が必要な場合に、現在の森林管理道機能と同等に復旧する内容を記載すること。なお、図面により示す場合は、その旨を記載すること。
- 6 「関係図書」の欄には、森林管理道占用・使用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 7 各記入事項のうち、当該欄へ記載しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付すること。

森林管理道 占用・使用 変更承認申請書

年 月 日

（あて先）

所長

住所.....

氏名.....

担当者.....

T E L.....

年 月 日付け 第 号で承認を受けた森林管理道の 占用・使用 について、次のとおり変更したいので申請します。

区 分		変 更 前	変 更 後
占用 の場所 使用	路 線 名		
	位 置		
占 用 ・ 使 用 の 目 的			
占 用 ・ 使 用 の 期 間			
工作物・物件又は施設の 構 造 及 び 使 用 の 規 模 (長・幅・面積・車両数等)			
工 事 実 施 の 方 法			
工 事 施 行 期 間			
森 林 管 理 道 の 復 旧 方 法			
関 係 図 書			
変 更 の 理 由			

記入要領

- 1 「占用・使用」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 3 各記入事項のうち、当該欄へ記載しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付すること。

別紙様式第3号（第22条関係）

森林管理道継続 占有・使用 承認申請書

年 月 日

（あて先）

所長

住所.....

氏名.....

担当者.....

T E L.....

年 月 日付け 第 号で承認を受けた森林管理道の 占有・使用 期間が満了しましたが、継続して 占有・使用 したいので申請します。

占有 の場所 使用	路 線 名	
	位 置	
占有 ・ 使用 の 目 的		
占有 ・ 使用 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 日間
工作物・物件又は施設の 構造及び使用の規模 （長・幅・面積・車両数等）		
継 続 の 理 由		
関 係 図 書		

記入要領

- 1 「占有・使用」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。

森林管理道 占用・使用 廃止届

年 月 日

（あて先）

所長

住所.....

氏名.....

担当者.....

T E L.....

年 月 日付け 第 号で承認を受けた森林管理道の 占用・使用 について、次のとおり 占用・使用 を廃止したいので届け出ます。

占用 の場所 使用	路 線 名	
	位 置	
占 用 ・ 使 用 の 目 的		
占 用 ・ 使 用 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 日間
工作物・物件又は施設の 構造及び使用の規模 (長・幅・面積・車両数等)		
森 林 管 理 道 の 復 旧 方 法		
占 用 ・ 使 用 の 廃 止 時 期		
廃 止 す る 理 由		

記入要領

- 1 「占用・使用」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 届出者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。

森林管理道原状回復届

年 月 日

（あて先）

所長

住所.....

氏名.....

担当者.....

T E L.....

森林管理道 占用 ・ 使用 廃止期間満了に伴う森林管理道原状回復工事が
年 月 日完了したので届け出ます。

占用 の場所 使用	路 線 名	
	位 置	
工作物・物件又は施設の 構造及び使用の規模 (長・幅・面積・車両数等)		
森林管理道の復旧方法		
原状回復の完了期日		
許可指令番号及び年月日		

記入要領

- 1 「占用・使用」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 届出者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 3 原状回復したことが判る写真を添付すること。